

平成24年度 第1回芦屋市市民参画協働推進会議 会議録

日 時	平成24年8月23日(木) 午前10時00分 ~ 正午
場 所	北館2階第3会議室
参 加 者	会 長 今川 晃 副会長 焦 從勉 委 員 瀬尾 多嘉子 堀 晃二 柳瀬 英次郎 欠 席 内山 忠一 井上 芳恵 栗本 光生
事 務 局	事務局 北川 加津美 市民生活部部長 福島 貴美 市民参画課長 中嶋 健太 市民参画課長補佐 佐藤 恵美 市民参画課員 橋野 浩美 あしや市民活動センター事務局長
会議の公表	公 開
傍 聴 者	5 人

1 会議次第

(1) 開会

あいさつ

委員委嘱

(2) 平成23年度実績及び評価について

本市市民参画協働事業分(資料1及び広報あしや)

あしや市民活動センター分(資料2)

(3) 平成24年度実施内容

本市市民参画協働事業分(資料3及び広報あしや)

(4) 地域課題の解決の仕組みづくりの取り組みと芦屋市市民参画協働推進計画

の見直しについて

(6) 閉会

2 配布資料

(1) 第1回 芦屋市市民参画協働推進会議レジュメ

(2) 「芦屋市市民参画協働推進会議」委員名簿

(3) 平成23年度参画協働事業計画の実施状況

(4) 広報あしや6月15日号

(5) あしや市民活動センターの管理業務に関する事業報告書

(6) 平成24年度参画協働事業計画の実施予定

(7) 地域課題の解決の仕組みづくりの取り組みと芦屋市市民参画協働推進計画の見直し
について

(8) 新しい芦屋のまちづくり ~ 芦屋市市民参画・協働推進の指針 ~

(9) 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

(10) 芦屋市市民参画協働推進計画 ~ 市民参画協働推進による新しい芦屋のまちづくり ~

- (11) あしや市民活動センターパンフレット
- (12) 行政改革（実施計画）
- (13) 市内中間支援団体交流事業「あしやDeねっと」設立の目的、経緯及び実績等
- (14) NPOってなに？

3 審議経過

福島課長 傍聴の方々が、今日全部で5名です。委員の皆様もお揃い頂いております。まず、4月から市民生活部長に就任しました北川から、ごあいさつさせていただきます。

北川部長 おはようございます。この4月から市民生活部の部長をしております北川加津美と申します。この推進会議につきましては、最近では今年の2月に開かせて頂いております。

その中で推進の大きな3本柱がございます。指針と条例、それと推進計画の3本柱でございます。以前から委員の方々にも御協議頂きまして、指針と 条例とは、このまま使って事業を進めていきたいと思いますというお話を頂いております。

一方、推進の計画の方でございますが、この2月の会議のときに見直しということと次の推進会議に、いわゆる今日ですけど、たたき台をお示しします、という約束をしてございます。

実はたたき台をつくるにあたりまして、今日の大きな議題の一つでございます、地域の課題を解決するための仕組みというものと、見直そうとする推進の計画、この二つの流れ、取り組み、コラボと申しますか、そういった新たな取り組みが入ってまいります。

詳細は課長が申し上げますが、その中で今日は、推進計画の見直しも含めたご意見を頂きたいというのがございます。2時間の会議の中で、我々は今回、具体的に取り組みを考えてございますが、それに当たりまして非常に重たい仕事と位置づけております。そういった中で委員から今後の作業の進め方をどうするのかについてご意見を頂きたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

福島課長 山下委員に代わりまして芦屋市自治会連合会からご推薦を頂きました委員という事で、本日から堀委員に出てください。堀委員は、芦屋市自治会連合会会長に、今年6月末の自治会連合会の総会で就任いたしました。では、ただ今から委嘱式を行います。

北川部長 本来でしたら市長が参りまして委嘱状交付するところでございますが、公務がございまして、僭越ですが私の方から交付させていただきます。

「委嘱状、堀晃二様 あなたを、市民参画協働推進会議委員に委嘱します。任期は、平成25年6月30日にまでとします。平成24年8月23日 芦屋市長 山中 健」よろしくお願い致します。

堀委員 ありがとうございます。

福島課長 では、早速始めさせていただきます。本会議の傍聴の希望者が、本日5名あります。今から、傍聴者は入場していただきます。

全委員 はいどうぞ。お入りください。

(傍聴者入場)

福島課長 ただ今より第1回芦屋市市民参画協働推進会議を始めさせていただきます。

申し遅れましたが、私は、本日の司会をつとめさせていただきます、市民参画課長の福島です。よろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙の中、会議にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

内山委員と栗本委員、井上委員が、所用のため本日欠席しております。5名の委員が出席のため本会は成立しています。

席の順に委員の自己紹介をお願いいたします。堀委員から自己紹介を簡単をお願いします。

堀委員 おはようございます。この6月から芦屋市自治会連合会の会長になりました堀といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

瀬尾委員 瀬尾 多嘉子と申します。NPO法人のナルクというボランティア組織からきております。よろしくお願いいたします。

焦副会長 京都産業大学法学部の焦と申します。よろしくお願いいたします。

今川会長 同志社大学の今川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

柳瀬委員 楠町に住んでおります柳瀬と申します。よろしくお願いいたします。

福島課長 事務局の自己紹介をいたします。あしや市民活動センターの橋野事務局長も市民の側の参画協働を支援する中間支援センターの実績報告のため出席いただいています。

北川部長 北川です。よろしくお願いいたします。

福島課長 市民参画課課長の福島です。よろしくお願いいたします。

中嶋課長補佐 市民参画課課長補佐の中嶋です。よろしくお願いいたします。

佐藤課員 市民参画課の佐藤です。よろしくお願いいたします。

橋野事務局長 あしや市民活動センターの事務局長をやっております橋野です。よろしくお願
い
致します。

福島課長 会議で皆様にご了解をいただきたいことがございます。

まず、会議録の作成・公表にあたり、正確を期するために、会議につきましてはIC
レコーダーで録音いたします。

また、「芦屋市附属機関等の設置等に関する指針」により、委員名簿の公開・会議録の
公開・及び会議中の発言者名につきましても公開となります。ご了承ください。

議事要旨は、委員の皆様にご確認いただき、1か月以内に市ホームページ上で公開い
たします。

また、本日の議事録署名委員の指名を行います。堀委員にお願いしたいと思いますが、
いかがでしょうか？

(一同、同意)

皆様のご同意を頂きましたので、ありがとうございます。堀委員よろしくお願
い
いたします。では、レジメに沿いまして内容に入ります。

今川会長から、ご挨拶をいただきます。今川会長お願い致します。

今川会長 改めまして皆様どうぞよろしくお願いいたします。ご多用のところありがとうございます。

この会議も着実にといえますか、芦屋の市民参画協働も一步一步着実に進展していると私自
身は、評価しております。また、私の体験上自治会連合会の代表、NPO関係の方、市民委
員の方が一堂に会して忌憚のない意見交換する場は、全国をみても芦屋しかないのかなと思
っております。今日も、忌憚のないご意見よろしくお願いいたします。

福島課長 ありがとうございます。焦副会長から、ご挨拶をお願い致します。

焦副会長 改めまして、副会長の焦と申します。私は、今川会長と違ってあまり専門ではないの
で、どちらかというところ、ここでいろいろ勉強をさせて頂いて、数年4・5年ぐらいなります
か、芦屋の様々な新たな取り組みを他の所でも紹介させて頂いて、一緒に勉強させて頂いて
芦屋を盛り上げていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

福島課長 ありがとうございます。では、これから後の議事につきましては、今川会長にお願
い
いたします。

今川会長 それでは、議事次第の2番目の平成23年度実績及び評価についてです。事務局から
ご説明をお願いします。

中嶋課長補佐 2番の平成23年度実績及び評価について説明をさせていただきます。

資料のほうは、1という形で、つけさせて頂いております。

平成23年度参画協働事業計画の実施状況という形になっております。

資料6の方でおつけさせて頂いているんですが、芦屋市市民参画協働推進計画～市民参画協働推進による新しい芦屋のまちづくり～という形で、平成20年2月に作っておりますので、こちらの3ページをお開け頂いてよろしいでしょうか。基本目標という形になっております。

基本目標1 市民参画協働への意識と意欲を高めます <意識づくり>

基本目標2 多様な市民参画の手法を整備します <手法の整備>

基本目標3 市民活動を高めるための環境を整備します <環境の整備>

基本目標4 市民参画協働推進の仕組みを整備します <仕組みづくり>

基本目標5 市民参画協働事業を推進します <市民参画協働事業の推進>という形で

こちらの基本目標1・2・3・4の実施状況という形になっております。それぞれの詳しい内容については、次のページ以降に書いておりますが、またお目通ししていただければと思います。

では、資料1から説明させていただきます。資料1の方にお戻り頂いてよろしいでしょうか。基本目標1 市民参画協働への意識と意欲を高めます。受信した情報を正確に分かりやすく伝えるための環境を整備します。最初にホームページの活用による情報の受信及び発信をします、という形で実績の状況が上がってきております。主なものを時間の制約があるため、ポイントのみのご説明とさせていただきます。ご了承ください。

1ページの6番なんですけれども社会教育関係団体の活動紹介という形で、生涯学習課の方から上がってきておまして、社会教育関係団体の活動日時及び活動内容等を市ホームページに掲載し、情報提供を図った。という形でそれぞれの団体等日時等がわかりまして、それで参加を頂き情報の発信をしております。

2ページ目をおめくり頂きまして、多様な媒体による情報伝達方法の工夫に努めます、という形になってまして、こちらの5番の住宅用火災警報器の設置啓発という形で、ポスター掲示、チラシ配布を消防部予防課の方で行っておりまして、こちらの、色々自治会様の方でも、それぞれの取り組みをして頂いているというふうに、お聞きしております。

3ページ目をおめくり頂いてよろしいでしょうか。(2) まちづくりや市民参画協働の推進にかかわる学習機会の充実に努めます、という形で、こちらの3番なんですけれども、市民に向けての参画協働の啓発と意識の醸成という形でユニバーサル社会づくり推進地区協議会、地域の情報や魅力を発信するマップの作成を通してユニバーサル社会づくりに関する啓発を実施、という形で、都市計画課の方で行っておりました。

私の方にも、どんな形かというので回ってきてまして、こちらの建物は、昭和何年に建ったものですか、この建物は、明治何年に建ったものかという形でいろんな市内の説明が載っております、ユニバーサルという形で、平成とか昭和とかいうふうな元号がのっているものは、西暦を入れてくださいというふうな形でその方がわかりやすいという事でお伝えはしておきました。

その下の学習機会の充実というところがありまして、こちらの1の下の方で、埋蔵文化財の遺物整理作業及び文化財関連事業の参加という形で、経験と興味をもつ方々による土器洗

い・修復作業。興味を持つ方々による，文化財講座の運営補助等の方で，生涯学習課の方で行って頂きました。かなり文化財等に興味がある方がご参加して頂いているとお聞きしております。

4ページの方に移って頂いてよろしいでしょうか。こちらの方で，新たな担い手の育成愛護委員会の充実という形で愛護協会加入の強化という形で愛護協会員の加入要請を青少年愛護センターの方で行っているという事です。その下になるんですけれども，市民活動の人材育成とリーダー育成の実施という形で，学校地域連携促進事業という形でボランティア活動のコーディネーター養成研修会を生涯学習課で行ったと報告を聞いております。

その下になりまして，(3)市職員に参画協働に関する研修を実施します，という形でこちらの2番になるんですけれども，市職員に参画協働に関する研修を実施します，という形で参画協働研修の実施で，今年の2月2日と2月3日，2回にわたって1回目は，全職員対象もう一回が管理職対象という形で人事課担当という事で研修を行いました。

基本目標2は，本日お配りさせて頂いている広報あしやの方に，芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例の14条にあります，「市は，毎年度，その年度における市民参画の手続の実施予定及び前年度における市民参画の手続の実施状況を取りまとめ，公表するものとする。」というふうな形になっておりますので，広報あしや，6月15日号の方に，掲載をさせて頂いております。

平成23年度の実施状況という事ですので，この右側になるんですけれども，平成23年度実施状況という形で市民参画の手続きの実施状況一覧で審議会等の活用で11件ございます。ワークショップの開催で1件，パブリックコメントの活用で9件，市長が適当と認める方法で5件あがっております。こちらの方ですね，代表的なものを読み上げさせて頂くんですけれども，第6条第1項第1号で，市の基本構想，基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定又は重要な変更という形になってまして，これの1番の方で，芦屋市文化振興基本計画芦屋市文化振興審議会を平成23年に4回，平成24年に2回，計6回行政経営課の方で行っております。

こちらの7番は，市民参画及び協働の推進に関する条例・市民参画協働推進の指針・市民参画協働推進計画の見直しという形で，本日の会議である芦屋市市民参画協働推進会議という形で昨年度2回実施しました。

今度，下の方に参りまして，その他の手続きという形で，市民と市長の「集会所トーク」という形で市長から23年度施策方針の主要な取り組みを説明し，意見交換を行った。という形で昨年6月から7月にかけて行っております。以上で基本目標2の報告になります。

また，資料1の方にお戻り頂きたいんですが，基本目標3という形で，市民活動を高めるための環境を整備しますという形になってます。こちらの方5ページになるんですけれども，行政情報を積極的に発信するよう努めますと記載しています。ホームページは，以前までは，広報課が担当していたんですが，それぞれの担当の課の方で，ホームページの更新ができるようになりまして，積極的に情報の発信ができていますと思います。

こちらの方で特徴的なものなんですけれども，6ページおめくり頂いてよろしいでしょうか。12番で，出前講座事業という形で地域住民を対象に職員が講師として出向き，出前講

座を実施した、という形になってまして、生涯学習課が担当しているんですが、市のそれぞれの部署で、市民参画について詳しい事が知りたいというお話が、生涯学習課の方であれば、市民参画課の方が担当しておりますので、市民の集まりの方に、出前講座をさせていただきます。他に、それぞれ防災であったりとか、それぞれ分野についても出前講座がございます。

その下ですが(2)協働の拠点の整備と充実に図りますという形でこちらの方で、市民参画課が担当しているんですけれども、事業内容として市民参画及び協働に関する行政情報や市民活動についての情報の収集及び提供について、あしや市民活動センターの方で行って頂いております。後は(イ)利用者間の交流やネットワーク支援(ウ)NPOに関する相談についても、あしや市民活動センターの方で行って頂いております。

7ページに移ります。基本目標4という形で市民参画協働推進の組織体制を整備します

(1)市民参画協働推進の組織体制を整備します。という形で市民参画協働を全庁的推進するためにですね、芦屋市市民参画協働推進本部会議というものと、芦屋市市民参画協働推進本部幹事会というものを設置しておりますが、昨年度については、特に検討事項がなかったため未開催となっております。

(2)になります市民参画協働事業を支える仕組みづくりを行いますという形で、こちらは市民参画課が担当しております、市民と市の役割分担を、参画協働の視点からとらえ直し、協働事業の課題の解決及び推進を図るシステムの整備に努める、という形になってまして、芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱を策定しまして、また事業選定委員会を開催しまして、成人式とマンション管理セミナー等で、NPO団体の方に市民団体さんの方に実施して頂きました。

その下ですが、協働事業の信頼性を高め、事業の透明性を確保するとともに、協働の視点から事業の目的や効果を評価する仕組みを検討しますという形で今日の会議になるんですけれども、市民参画協働推進や参画協働事業について、ご意見をいただきました。新たな活動に対する支援に努めますのところは、あしや市民フェスタをNPO等と連携して昨年度開催しております。

次の8ページは、基本目標5市民参画協働事業を推進します。という形で市民参画協働推進をするための新たな協働事業を検討します。という形でこちらの4番の方ですね、史跡整備計画等への参画という形で会下山遺跡史跡整備委員会への参画を検討という形で、こちらの方は生涯学習課が担当しているのですが、新たな取り組みという事で報告があがっております。

以上で、平成23年度実績及び評価という形になります。

今川会長 続いて報告していただけますか。お願いします。

橋野事務局長 続きましてあしや市民活動センターの報告をさせていただきます。まず報告をする前に沿革のご説明をします。資料5にあります「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」の次のページ第15条(協働の拠点)3ページ目になります「市は、市民参画及び協働の推進を図るため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動する個人及び市民活動団

体の協働の拠点を設置する。」という記述は、あしや市民活動センターのことであり、これを担っているのが特定非営利活動法人あしやNPOセンターです。あしやNPOセンターは、平成19年に市との協働により立ち上がりました。そして同年の12月に特定非営利活動法人として兵庫県より認証を得ました。最初の2年間は、業務委託として担っていましたが、(平成)22年度から指定管理を受けて担い現在に至っております。それでは、(平成)23年度の報告をさせていただきます。

福島課長 パンフレットは、資料7インデックス。今、橋野さんが、さらっと、おっしゃった分はここのパンフレットの設立趣旨のところを書いております。

橋野事務局長 よろしいでしょうか。では、報告させていただきます。利用許可に関する業務としまして施設利用についてです。

北川部長 お手元の2ですね。インデックス2と書いてある分ですね。これが、1年間の活動の報告でございます。この資料に沿って説明をして頂きます。

橋野事務局長 よろしいでしょうか。では、続けます。施設利用ですが、施設利用収入は、158,600円、占有率として18.9%だったという事で、(一)昨年度より9,600円の収入増、占有率として3.79ポイント上昇という事になります。占有率というのは、活動センターが年間にオープンした日数に一つの部屋を2時間使用1日3回利用としそれらをかかけた分を利用した回数で割っているものです。また、定期的に使用して頂ける団体が、増えたという事でセンターの認知度は、向上したというふうに思っております。この団体というのは、5~8団体ぐらいあり、子育て支援とか、国際交流系の団体が使うようになりました。

次に、来館者数ですが、5,854人。団体にして1,569団体が利用しております。今の8月のお盆の時期だとか、お正月だとか不安定な時期はありますが、だいたい平均して安定した利用になっております。これにつきましては、資料2の最後になります、センター利用実績表というのがあります、こちらに月ごとの集計がでています。

内容的には、NPO相談とかその他、部屋利用、機器使用、交流会・セミナー、情報交換・見学、コピー・印刷です。部屋利用がやはり一番多く、コピー印刷も、かなりいろんな団体が来て使っている状況です。

では、元へ戻っていただけますか。NPO関係の相談とか相談日というものは年間を通じて定期的にやっております。その中でも、またマンション相談というのは、いわゆるプロフェSSIONALの方がボランティア相談員として、相談にのって頂いております。

次に運営に関する業務です。市民活動に関する相談事業定例相談日を設置しました。NPO法人の設立及び運営、自治会の自主活動、行政からのNPO相談、ボランティア活動、グループ・団体の助成金など市民活動に関する相談に応じました。相談数102件、内、NPO関係が40件、その他62件です。

NPO相談におきましては昨年(NPO)認証をうけた団体が、3団体ほどありまして、スポーツに関するNPO法人になったものやエンターティナー系の合唱や踊りなど各施設で披露するという団体がありました。

ボランティア相談が一番多く、ボランティアするところが欲しいとか、団体側で自分たちのボランティアを披露する場所が欲しいとか、施設の方がそういう方を受け入れたいというマッチングとかもやっております。

また、市民活動団体相互の交流とネットワークの支援事業「第4回あしや市民フェスタ」の一環として、市民活動団体パネル展を実施しました。こちらでは、昨年が30~40団体が参加しております。セミナーの開催は、9月15日「より良い人間関係の扉を開く」(参加者15名)9月29日「チラシづくり講座~いまさら誰にも聞けない?」(参加者16名)11月12日「動画アップロード講座」(参加者5名)12月17日「やる気倍増セミナー」(参加者11名)2月16日「助成金セミナー」(参加者9名)になっております。

他ティータイム交流会の開催5月19日「東日本大震災に関する交流会」(参加者62名)10月30日「里山との交流」(参加者15名)3月10日「登録ボランティア交流会」(参加者17名)3月22日「ボランティアマッチング交流会」(参加者24名)となっております。

続きまして情報提供業務です。次のページです。活動センター内に、ラック・パネルなどを活用して団体情報を掲示しました。活動センター通信「かわらばん」を年4回(4月・8月・1月・3月)発行しました。ホームページで芦屋市及び登録団体のイベント告知など情報公開を行いました。

その他です。市内自治会等に関するアンケート調査を1月~3月に調査し、報告書作成を行いました。自治会と行政とのあり方を検討する目的でした。

自主事業としましては、7月30日にFP・マネー講座(親子対象)で13組24人が参加しました。事務局員も対象に下記の研修を実施しました。8月29日ボランティアコーディネーター研修、9月16日NPO研修です。

続いて施設、設備等の維持管理に関する業務、センターの管理業務に関しては、1年を通じ、事故、事件等大きな問題は生じませんでした。期限内から現在を通じ、大規模な補修を要する部位はありませんでした。

以上(平成)23年度の報告を終わります。

今川会長 ありがとうございます。会議次第の2番の(1)(2)一括して説明して頂きましたけれども、何かご質問ご意見ございましたらお願いします。はい。お願いします。

堀委員 はい。今のあしや市民活動センターの説明の中でマンション相談というのは、具体的にどういうことがございますか？

橋野事務局長 はい。具体的には、住宅課からの委託事業ですが、分譲マンションの管理に関する相談が主でして、例えば今、手元に資料が無くて説明不足で申し訳ないのですが、最近あ

ったのが、管理業務委託をしている業者が撤退し、住民で維持管理をどうしたらいいのかなどがありました。

堀委員 わかりました。もう一ついいですか。

今川会長 はい、どうぞ。

堀委員 今の2ページ目の方で、市内自治会等に関するアンケート調査を实际やって頂いたんですが、そのアンケート調査回答結果が90.3%返ってきたという事で、驚いています。

一般記述して頂いた中に、非常にこれからの活動に参考になる。そういうものがありましたので、この小冊子をこれから参考に使わせて頂こうと思っています。以上です。

今川会長 ありがとうございます。

橋野事務局長 言い忘れた事がありましたので、よろしいですか。

今川会長 はい。どうぞ。

橋野事務局長 指定管理以外の事ですが、業務委託で登録団体さんの発表の場でもあり、交流の場でもある市民活動フェスタを去年も2日間開催しました。それともう一つ中間支援団体交流事業として、市内の中間支援を行っている団体の方が集まって、地域の課題を考えていく「あしやDeねっと」という会議体をもち、団体間の交流を行っております。今ここの会議体に入っている団体は、6団体あります。これは、随時続けていく事業です。

今川会長 他にご質問ございますでしょうか。

福島課長 今ちょうどですね、市内中間支援団体交流事業の事ができましたので、先に繰り上げて、資料を今日委員の皆様にご追加で、お配りしておりますけれども、平成24年8月23日市内中間支援団体交流事業「あしやDeねっと」設立の目的、経緯及び実績等というのをお手元において頂けますでしょうか。

北川部長 図の書いてあるものですね。ホッチキス止めをしています。

福島課長 ここにある図は、この「あしやDeねっと」のメンバーであります、菅沼さんが考えて頂いて、皆さんでこういう図が、わかり易いじゃないかというふうにイメージ図としてお作りになられたので、それをお借りしております。

今からご説明する文章の方は、市民参画課の方で作成いたしました。設立の目的ですけれども、市内中間支援団体交流事業である「あしやDeねっと」という設立は、どういう目的

で行ったかというところなんです、芦屋市内の市民活動ネットワークが、連携し協働していくことで、課題解決を目指し、多様で新たな市民活動の発展を目的と致します。

市民活動ネットワークとして複数の団体が集まり協議会を構成しております。設立の経緯でございますが、「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」これは、平成19年4月施行いたしました。その条例の第15条に（協働の拠点）これが、あしや市民活動センターですが、それを設置する。第2項に運営は、市民が市の協力を得て行うものとする。ここでうたっておりますのは、市民が中心となって、このあしや市民活動センターを運営すると、市民参画課が支援するのだ、というところで、こういうふうになっております。

次に「芦屋市市民参画協働推進計画」。これは、平成20年2月策定致しましたが、その基本目標3協働の拠点、あしや市民活動センターのことですが、協働の拠点の整備と充実を図る。次に「あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例」これは、平成22年4月施行致しましたが、この第3条に活動センターが行う事業といたしまして、市民活動団体の相互の交流とネットワーク支援事業と挙げてございます。これは、市内中間支援団体交流事業。ネットワーク組織の名称が「あしやDeねっと」ですが、市民参画課が委託事業として平成20年度から実施、継続して行っております。

その実績につきましては、平成20年度から継続して市内中間支援団体交流事業を行い、協議体とネットワーク作りを行ってきました。第1回目は、平成20年11月。兵庫県の方をお願いに参りまして、兵庫県と芦屋市でそれぞれ予算を出しまして、共催で第1回目のフォーラムを市長及び兵庫県の方々にお越し頂いて、開催をいたしました。その他、あしやDeねっと準備会議は、平成20年度は、7回開催しております。

準備会議ですのでカウントしておりませんが、その次の第2～10回、これが、平成21年度ネットワーク会議及び交流会を9回開催しました。第11～15回、平成22年度ネットワーク会議及び交流会を5回開催致しました。第16～20回平成23年度ネットワーク会議及び交流会を5回開催致しました。

特定非営利活動法人あしやNPOセンターは、中間支援を行うため、芦屋市の方から理事の方々にお声かけさせて頂いて作りまして、NPO法人であり、市の公共施設「あしや市民活動センター」の指定管理者です。

協議会の組織と致しましては、各々が持つネットワークの代表で組織しておりまして、7団体で構成をしております。特定非営利活動法人さんびいす、特定非営利活動法人芦屋市体育協会、特定非営利活動法人あしやNPOセンター、ボランティア連絡協議会、子ども会連合会、芦屋市社会福祉協議会、芦屋市自治会連合会、これは、一旦お入り頂いていて、ずっと休んでおられましたが、9月に復帰をいたします。ほか1団体加盟予定があります。

図的には右側にあります図で、真ん中は「あしやDeねっと」と考えていまして、社会支援型もありますし、ボランティア型、ほかいろんな形がありまして、ネットワークを組むという関係性をもっております。

もう一枚追加でお配りしました「NPOってなに？」っていうのがございます。これ

は、社会福祉法人大阪ボランティア協会の方からご提供頂きまして、人事課が行っております、市民参画協働の専門研修の時に配りしたものでNPOとは「営利を目的としない民間団体」のことで法人格の有無、種類を問わず、民間の立場で、社会的な課題を解決するために活動する組織です。「有償の事業活動」や「利益を生む活動」をしていても、収入・利益を構成員等に配分せず、すべて団体の活動に再投資致します。

NPOは、英語の頭文字N・P・Oをとった略語です。日本語に訳しますと「非営利」「非営利団体」とか政府や自治体と分けまして「民間非営利団体」ともいいます。

で、どんな感じかというのは、多様な「NPO」と、定義上の関係というところに図に示しておりますけれども社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、生協、農協、労働組合など多数、そして特定非営利活動法人（一般的に「NPO法人」とされる）、市民活動団体・ボランティア団体（任意団体）すべて「NPO」といえます。一番真ん中にNPO法人がありまして、この真ん中にあるのが、一番狭い意味のNPO特定非営利活動法人です。それと少しかかってますけど、ボランティア団体が点々でありまして、その周りに色を黒くつけておりますのが、市民活動団体でNPO法人とボランティア団体を含んでおります。

堀委員がやっていらっしゃる自治会及び自治会連合会、こういうのが地縁団体ですが、ボランティア団体の所にも市民活動団体の所にもかかっております。それを含みまして、もうちょっと黒く大きな楕円形これが一番広い意味のNPO公益団体です。

一番外側の点々で示しております楕円形が一番広い最広義のNPO、共益団体でございます。こういう様なイメージで芦屋市も市民参画協働の時にNPOの方々とやって参りました。補足で説明させて頂きました。以上です。

今川会長 ありがとうございます。補足説明がありましたのでご意見ご質問ありますか。

焦副会長 よろしいですか。

今川会長 はい。どうぞ。

焦副会長 「あしやDeねっと」の設立目的のところ、課題の解決を目指しており具体的には、例えば先に問題がありネットワークを作られてきたのか、それともネットワークを作ってから問題を見つけていくのか、具体的に何件かどのような問題の解決があったのか教えていただけないでしょうか。

福島課長 ネットワーク作りは、市民参画の条例とあしや市民活動センターの設置管理条例を作る作業の中で、将来的に参画協働が、条例が整備されてスタートした時に、ネットワーク作りが必要であるということ、そのネットワークを作ることによって、それぞれの持つ力、知恵をあしや市民の知恵が、結集できるのではないかと、ザクツとした見通しがございましたので、まず最初にこれを始めました。

スタートは、兵庫県は阪神淡路大震災の義援金を元に兵庫ボランティアプラザをお作りになられて、そこが参画協働の中間支援センターなんですが、そこで色々とネットワーク作りをされてた中で芦屋で一度、出前的にやれないかというお声が委員の中からありまして、その兵庫県が長年取り組んできましたそういうネットワーク作りの一つとして一度、芦屋で開いて頂きました。

その中から芦屋市独自のネットワーク作りをスタートさせまして、目的は、まずネットワークを広げていく事、かつそれぞれのネットワークにお入り頂く方々を広げていく事では、ありましたけれども、最初は、こちらからお声かけして、他に青年会議所でありますとか、もっとたくさんのところもお入り頂いて、まずは、スタートしたんですけれども、その中で中心的な方々がお集まりになってネットワーク作りや情報交換を行って来ました。

その中で課題解決なんですけれども、今まだネットワークを作っていくネットワークを広げていく、そういう課題は、どうしたら解決するのか。というところの会議になっておりまして、具体的にこれを解決しようというところには、まだ至ってはいません。

焦副会長 ありがとうございます。

今川会長 ありがとうございます。時間の都合がありますので次の報告に移らせて頂きます。

3番目の平成24年度実施内容市民参画協働事業分についてご説明をお願いします。

中尾課長補佐 資料3の方ですが、右かたのほうに資料3と記載しております。こちらの方で、平成24年度参画協働事業計画の実施予定という形で、基本目標の1, 2, 3, 4, 5については、先ほど説明させて頂きましたので、以降は変わらないのでこういった事業がありませんという形で、ご紹介の方をさせて頂ければと思います。

(1)の7なんですけれども、青少年の非行防止の関係機関案内という形で、市の広報ホームページを利用し、関係機関サイトとリンクという形で青少年愛護センターとなっております。

やはりいろんな関係機関が、相互に連携しないといけないという形で、一覧で見られるようになっております。

今度2ページになります。2ページの2番に、多様な媒体による情報伝達方法の工夫に努めますという形で、2番ですので、男女共同参画の関係で男女共同参画センターの事業等ですね、チラシ、ポスター、センター通信の方を発行しているという形になります。

3ページの方に移らせて頂きます。ページをおめくり頂いてよろしいでしょうか。3ページの(2)まちづくりや市民参画協働の推進にかかわる学習機会の充実に努めますという形で、こちらの4番ですね、市民との協働事業の取り組みという形で美術博物館では、芦屋アート・バサールを開催して、市民意識の醸成と学習機会の充実に努めるという形で生涯学習課の方が担当しております。下の方の学習機会の充実にという形で、この1番の上の方ですね社会教育関係団体に係る育成事業という形で社会教育関係団体を対象に社会教育活動の推進に向けた研修会を開催する形となっております。

次4ページに移らせて頂きます。4ページの上の方ですね市民活動の人材育成とリーダー育成の実施という形で2番の方で、愛護委員の意識向上という形で「声かけの実際」として体験研修を実施予定という形になっております。

(3)市職員に参画協働に関する研修を実施します、という形でこちらの方、毎年ですね人事課の方で行っていきまして、平成24年度もまた行います、という形で挙げております。

次に5ページの方に移って頂きまして、行政情報を積極的に発信するよう努めます、という形ですね、こちらの3のほうですね、ホームページを活用して、最新の情報を発信という形で、行政経営課の方ですね、その下方ですね、ひし形マークのあしやしふるさと寄附金及び寄附者の状況を随時更新という形で、こういったこともあげておりまして、寄附金という形であれば、通常NPOの活動には、いろんな寄附という事もありますのでそういった事も発信しております。

6ページに移りまして、(2)協働の拠点の整備と充実を図ります。という形で市民参画課の担当するところが、載せさせて頂いております。

7ページ方に移っていただきまして、基本目標4で、市民参画協働推進の組織体制を整備しますという形で、(2)番で、市民参画協働事業を支える仕組みづくりを行いますという形のナンバー1のウ、ですが、あしや市民活動フェスタをNPO等と連携して開催という形で名称の方が、平成23年度までは、あしや市民フェスタと呼んでいましたが、平成24年度からは、あしや市民活動フェスタという形で市民活動という名称に変更させて頂いております。

基本目標5ですが、市民参画協働推進をするための新たな協働事業を検討します、という形でナンバー1から4までに挙げさせて頂いております。

基本目標2については、広報あしやの方で、載せさせて頂いておりますので、特徴的なところだけご紹介させて頂きますが、広報あしやの方ですが、平成24年度実施予定という形で、左側が平成24年度の実施予定になってまして、一番上の枠の2の方ですね暴力団排除条例という形でパブリックコメントの実施しておりまして、実施の募集の方は、終わっております。この6番ですが、昨年度引き続きですが、芦屋市文化振興基本計画です。また、11月・12月という形で予定として挙げております。

こちらの下の方ですが、こちら広報あしやに、毎月あしや市民活動センターからのお知らせという形で載せています。また、年1回特集を組み、あしや市民活動センターからのお知らせを載せて頂いております。

以上で平成24年度の実施予定分という形で紹介させて頂きました。

今川会長 ありがとうございます。ご説明して頂いた中で何かご質問ございますでしょうか。これまでの所は、報告という事ですので、これからが今日の一つの意見交換のメインイベントという事で次に移らして頂いてよろしいでしょうか。では、4番目の地域課題の解決の仕組みづくりの取り組みと芦屋市市民参画協働推進計画の見直しについてご説明お願い致します。

福島課長 はい。ご説明致します。お手元に一番上にホッチキス止めしておりまして、「4地域課

題の解決の仕組みづくりの取り組みと芦屋市市民参画協働推進計画の見直しについて」という資料がございます。地域課題の解決の仕組みづくりの取り組みと芦屋市市民参画協働推進計画の見直しについて、本市の市民参画協働の推進は、次の2つの整備を柱としている。

条例等の整備として平成18年2月「芦屋市市民参画・協働推進の指針」を策定。資料4として本文をつけております。平成19年3月「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を制定。資料5として付けております。

ここに書いておりませんが、この指針と条例、この二つの特徴ですけれども、二つの柱がございます。

一つは、市民の定義が広い事。これは、芦屋市に住民票があるとかそういう市民、プラス芦屋市で活動する方々をここの条例の中の市民の定義に入れまして応援団になって頂いたり、一緒に協働して頂く目的で市民の定義を広く致しました。他企業のメセナ活動もお入り頂く目的で企業も市民の定義に入っております。

二つ目の柱は、自治会とNPOの関係が近く連携を範疇に踏まえて作っている事です。芦屋市の特徴としましては、自治会とNPOが対立しておりません。非常に顔の見える距離にありまして、町で会ったり、あしや市民活動センターで会ったりという事で、そういう現状を踏まえてNPOと自治会の連携を範疇に入れて指針・条例をつくりました。

その次、平成20年2月芦屋市市民参画協働推進計画を策定。これが資料6です。2番目に拠点整備としまして平成19年4月あしや市民活動センターを設置。平成22年4月あしや市民活動センターに指定管理者制度を導入、指定管理者特定非営利活動法人あしやNPOセンター資料7のパンフレットです。

これは、もちろん市内の中間支援団体を全部調べさせて頂きまして、芦屋市と致しましては、継続した組織力を持ったNPO法人があしや市民活動センターを指定管理者として管理運営して頂きたかったので、意見交換会を何回か開きましてNPOに呼びかけました。しばらく待つて欲しいという事でNPO法人の総会を経て人を出します。というところで市直営で立ち上げて、半年後あしやNPOセンターに業務委託をして、その後、指定管理という流れで進めて参りました。市の方からお声をかけさせて頂きそれぞれのNPO法人が総会を経て出して頂いた代表の方々が、現在、理事をされておられまして、まちづくり、福祉、環境他、各分野の代表の方々に理事としてお揃い頂いております。

次2番目、本市の市民参画協働の推進の具体的な取り組みは、推進計画資料6にある5つの基本目標、推進計画書中P3～P10で推進している。この資料6のポイントの方を申し上げますと、一つ目には、市民参画協働への意識と意欲を高める。これは、市民への市民参画協働にかかわる情報の伝達、啓発、学習機会の充実、新たな担い手の育成等です。次に多様な市民参画の手法を整備する。審議会等への市民委員の登用、市民からの政策提案、ワークショップ開催、パブリックコメント活用等。このパブリックコメントやワークショップこの辺は、非常に活発で審議会の市民委員の登用も非常に進んでおります。残念ながらこの条例の施行から今日まで市民の方々から政策提案は、1件

の問い合わせも提出もございません。そういう現状でした。3番目に市民活動を高めるための環境を整備する。市民への行政情報の発信，地域の課題解決・発展を目標とする協働の拠点を設置する。4番目，市民参画協働推進の仕組みを整備する。市民参画協働事業を支える仕組みづくりを行う。市民参画協働推進のための本市庁内の組織体制の整備。5番目に市民参画協働事業を推進する。市の実施している事業の一部を，市民のアイデアで市民が取り組む。

次のページになります。2ページです。ここの3番は，非常に重要な箇所です。課題と致しまして「地域で日常的に発生する課題や中長期的な課題が，複雑で広域化し，自治会等の地域の力で，自主的な解決に至らないことが常態化している。」これは，自治会の会長でありますとか，自治会連合会の役員の方々から，おっしゃった事をまとめた文章です。

「行政から地域への協力依頼が増加しているが，行政内部の横断的な連携が図れていないことから，地域の団体への協力が重複するなど，地域の団体の負担感や行政の下請け的なやらされ感が増大している。」これは，各課がやっている事が，全面的に重なっているわけじゃない場合が多いですが，どこか重なっている。自治会にいるんな事をどんどん自治会長にお願いしてくると，いう事を皆さんおっしゃっています。

課題に対する今までの取り組みと致しまして上記3(1)について平成20年度から市内中間支援団体交流事業「あしやDeねっと」を継続的に実施し，協議体とネットワークの構築に取り組んできた。しかし，この取り組みは十分に機能していないことから，課題の解決が不十分な状態である。ここは，ネットワーク作りの方は，着実に進んでは，来ましたけれども，課題の解決という所の目標設定を充分してこなかったという部分と目標に対して，その課題解決を行ってこなかったという所がありますので，市民参画課の方からいろいろと業務委託ですら中で，こちらの課も責任も充分あるかと，考えております。

前述の2(4)の市民参画協働事業を支える仕組みづくりが不十分。上記3(2)について行政内部の横断的な連携が図れていないことから，課題の解決が不十分な状態である。

前述の2(4)の市民参画協働推進のための本市庁内の組織体制の整備が不十分。ここは，非常に行政上の大きな課題であると考えております。

5に参りまして，このことから，芦屋市行政改革（平成24年度から平成28年度）（以下，「新行革」と申し上げますが）それにおいて，次の項目を実施することになりました。これが資料8です。

資料8というのは，A4の横向きの一枚もののインデックスが8とある分なんですけど，こちらをお手元において下さい。

ここの「市民から信頼される行政」これは，行政改革実施計画の一部をお手元において頂いております。

の市民から信頼される行政の住民サービスの向上の中の22の地域活力の向上で，ここが39項目の地域課題の解決の仕組みづくりの検討です。

取り組み内容といたしましては，地域の課題の把握や解決を図るため，自治会，NP

〇をはじめ各種団体と連携を図り、活力ある地域づくりに取り組む。市民参画課の方は、平成24年度地域の課題解決に向けた自治会、NPO、ボランティア団体等との協議会の設置に向けた検討。25年度は、協議会の設置。26年度は、協議会での協議というふうに進めて参ります。

3ページに参ります。(お手元の資料にお戻り頂きまして)6今後、当推進会議において指針、条例、以上につきましては、当推進会議で、見直しを行わずこのまま推進するとの意見をいただいておりますので、このままの指針・条例で進めて参ります。

3番目に推進計画については、平成19年度策定であり、おおむね5年で見直すとされています。推進計画は平成24年度で6年目を迎えております。

4番目にいきまして、新行革では、協議会の設置に向けた検討を平成24年度、協議会の設置を25年度とし、平成26年度から協議会での協議により地域の課題解決を図り、地域活力の向上を図ろうとするものです。併せて、行政内部の組織のしくみづくりの作業も同時に行うことが必要です。

(5)に入りまして、よって、推進計画は、上記の作業に併せて、平成25年度中に見直しを行いたいと思っております。

(6)に入りまして、推進会議では、協議会の設置や協議のあり方、本市庁内の組織体制の整備や推進計画の見直しについてご意見をいただきたいと思えます。

7番目に市民参画課としましては、この取り組みは、丁寧に、時間をかけて、十分に意見を聴き、進めていかなければならないと考えております。以上のことから、本日の推進会議では、以上の進め方について、委員の皆様からご意見をいただく。その後の推進会議では、取り組みの進捗状況に応じて委員の皆様からご意見をいただく。取り組みの最終型で、推進計画について、この推進会議からご意見をいただき、見直すとさせていただきます。説明は、以上です。

今川会長 ありがとうございます。今日、説明していただいた、進め方についてご意見をいただければと思えますけれども、資料の質問を含めましてお願い致します。

堀委員 2ページの課題のところでね、「地域の団体の負担感や行政の下請け的なやらされ感が増大している。」私、現役の時にメーカーにいましたので下請けということであれば、物を作ってもらったりした時に、お金払うわけですよ。下請け的なという言葉がちょっと私は、ひっかかるんですけどね。

今川会長 行政と自治会町内会との関係で下請けというときは、お金を払う関係とは考えてなくて、むしろ行政が決めた事を実施するという関係で下請けという意味の内容でとらえられています。

堀委員 とらえにくいです。

北川部長 この下請けという言葉をあえて使わせていただいたのは、本来地域の方で自主的に活動していただく方がいいかなというテーマでも、何か、市の方から一方的に、これをお願いしたいという形で、双方向ではなく一方的をお願いという言葉を使いながら、何かしていただいているという、そういう意味合いです。象徴的なイメージ的な言葉で使わせて頂いていることを分かって頂ければということです。

福島課長 これは自治会長が一番憤っておられて、下請け的とあえて言わせてもらおうと、自治会長に、どんどんいろんな事をファックスとか郵便とか直接きたり、お願いという事で全体的な事もあれば、その地域限定的な事もあると。各課がどんどんやってきて、自治会長である自分をお願いして「これ配ってくれ」とか「これ説明してくれ」というのは、ある意味これは、下請け的な事と言わせていただきたいほど、負担感や十分に納得できないから、こういう単語をつかわせてもらったとおっしゃったので、その単語を入れさせていただいておりますし、市民参画課としましては、こういう下請け的であってはならないと、参画協働の協働の定義には合わないとは考えております。

堀委員 裏をかえせば、何かの代償が欲しいという事を、全くの無償で、やらされ感があるという事でしょうね。

福島課長 持ち出しだとおっしゃっていたんですが、郵送料とかファックスとか電話とか打合せの時のお茶とか資料とか、正直、自治会長が、身銭を切って持ち出ししておりますというふうに多数、市民参画課の方には、言って来られています。

堀委員 確かにそうですし、これからの時代が、だんだん変わって行って、権利意識が強くなっていく年代に入ってきますので、ますますそういう事が、出てくるのではないかと思いますね。

今川会長 それも今後見直していかなくてはいけない。あるいは、本来、下請けで一定の契約関係の下では、金銭が発生するのは間違いない。

瀬尾委員 行政では、ないんですけどね、「社協だより」というのを福祉推進委員会で福祉推進員が手分けして地域に配りなさいという事を、社協からの職員に言われた事があったんですね。

私自身その会合に出ておりました、皆さんのお話を聞いておりましたら、納得のいく説明がないから、皆反発した。その時にそれまでは、新聞折込だったんですね「社協だより」は。それを福祉推進委員、福祉推進委員会を構成する人達で配りなさいという事に。

理由を聞いたら経費節減のためだと言います。それで経費節減っていくら節減なんですかという事に45万円。その浮いた45万円は、どういう事に使おうとして経費節減を図っているのかと尋ねられたのに、答えがなかったんですね。

それでもやっぱり、行政ではなく社協が発信する情報を地域の人に伝えるという事は、意義のある仕事だからといって、うちの地区は、引き受けたんです。

だけど断固として引き受けなかった地区もあるやに聞いているんですね。だからその時、うちの地区はね、納得はしていないけれども、それを配るという事に意義を感じたから、引き受けた。

だから何か行政でも、どこでも、ただで働いてもらおうと思えば、納得のいく説明で、受ける方が、100%でもなくていいんですよ。私たちが納得したのは、配る事によってね、それぞれの家の状況把握にも繋がるというか、郵便受けに入れるという事でね。だから何らかの形で納得する部分があるのと、一方的に配れとかこうしろとかって、言われることについては、やったとしても納得していないから心からやってない。だからよく、説明責任とか言いますがね、それがきちんと出来ていれば、多少は、風当たりが良くなるのではないかなあと思います。

ちょっと脱線するんですけどね、保健福祉センターに相談窓口がありますね、そこに相談に行った方が、頼まれた事をうちのボランティアグループに頼むって言ってこられたんですね。その内容ってというのは、生活保護世帯の方が、家の大きな家具を動かすのをボランティアでやってくれという依頼があった。

その時、完全に断るとは、言わないけれども私たちに頼む以前に何か他にする所があるんじゃないですかと。相談窓口の方は、生活保護を受けている方が、受けられるサービスを熟知してなかったみたいなんです。

だから生活保護を担当している所で聞いてくださいと、それでも、なおかつして欲しいという事であれば、しましよと答えましたら、生活保護の担当の方が、それを依頼した方は、非常に依存心が強くてね、何もかも頼む方で、担当者としては、あんまりいるんな人が甘い顔をするのは、自立の妨げになるからやめてくれという答えがあった。

だから、うちの場合は、ボランティア活動の活動経費も自分たちで生み出して、活動していますのでね、その経費を稼ぎだすために苦労している人が納得しない事は、引き受けられないという前提。

だけれども困っていたら人道的見地からという事があるので、そういうふうにならぬのもただで働いてもらおうと思えば、頼む人の身になってみるのも必要ではないかと思いました。

今川会長 抽象的に言うと、指針も条例も基本原則3番に相互・理解協力の原則があって、目的の共有等が記載されてまして、このあたりは、目的が共有されていない部分があるんですね。目的の共有のためには、説明をちゃんとして納得しないとやっぱり...

瀬尾委員 市民と市がね、対等・平等という事も、うたってありますよね。それが、やらされ感って言うのは平等でないって受け止められてしまっているのかなって。

福島課長 先ほどの瀬尾さんの、最初の方の「社協だより」の話は、私は、自治会連合会の事務

局長をやっておりますので、単位自治会からも福祉推進委員だけでは、一人で配れない。何百もその人に配れという事なので、それはあまりにも大変だから自治会で、班長で分けて配りましたとか、そういうお声は、いただいております。

ただ、瀬尾さんがおっしゃったとおり、もともと予算があって新聞折込であるのに、その予算は、何に使ったのかと、そこら辺が、明確でない事を、福祉推進委員が困っていらっしゃるから、あちこちの自治会が手伝って配ったんですけれども、納得できないとお声は届いておりました。

瀬尾委員 うちの地区は、全部福祉委員会のメンバーが配りました。

今川会長 いろいろご意見を頂きましたけど、契約関係でなくてはいけない部分と目的を共有して市民が自発的にやる事ですね。

いろいろありますが、関係でこれから見直していかなければならないところであると思われました。先ほどの今後の推進のあり方についても、含めてご意見等ございますでしょうか。協議会と「あしやDeねっと」とは、どういう関係になっているんですか。

福島課長 「あしやDeねっと」を成功させるために、今までは、業務委託でやって参りまして、定着いたしましたし、これは、当然指定管理の中でやるべきものであるという行政経営課からの助言もありまして、来年度からは、指定管理の中に、この中間支援団体交流事業を入れてやって参ります。

参画も定着いたしましたし協働の方も実際に協働が進んで参りましたので、例えば成人式を二十歳の芦屋市内の3つの中学校の同窓会の生徒会のOBの連携で成人式をやったり、マンション管理セミナーを参画協働事業で、普段、1級建築士をやられているNPO法人が、たくさんご応募されまして、その中で一つが、マンション管理セミナーをやっていただき、協働事業も進んで参りました。

そこでようやくネットワークでありますとか、お互いの知恵を出し合いながら芦屋市内の課題を解決していきたい。そういう、「あしやDeねっと」を今後の推進計画の中に入れて位置づけていきたい。今、推進計画の中には、今ある推進計画は、参画協働事業が成功するかどうかその時見通しがありませんでしたので、参画協働事業を実施したいというところまでしか入れておりませんでした。

今後、地域課題の解決を図るために中間支援団体がネットワークを組んで芦屋市民が解決していくんだ、というところを推進計画に位置づけて入れたい。それは、NPOだけの力ではなくて、ここの協議会の中に自治会連合会も復帰していただいて、強く地縁の方々の力もお借りして、地縁とNPOが手を結んで協議会として市内全域で解決をしていきたい。

ただ、地縁の方々やNPOがおっしゃるとおり、地域の方々だけでは、解決できない広域型とか専門性のある課題がたくさん自治会長に持ち込まれたりしているの、行政の方も組織を十分に連携しながら進んで行きたいと、そういうふうな方向性で考えております。

北川部長 福島が申しあげたことを、もうちょっと簡潔にいきますと「あしやDeねっと」というネットワークは、あしや市民活動センターの259の登録団体からや、自治会さん、はじめいろんな団体とつながっています。ネットワークを組んで各団体が、どんな事をやっているか、情報交換という、これは浸透してきた。

そういった世界とですね、実際地域で起こっている問題に対して、こういったネットワークが積極的に関わっていった具体的な解決をしていく働きかけとか、いろんなやり方がありますが、そういった所に目を向けて行こうというところが、行政側から、なかなかそうして行こうという、発信ができていないんじゃないか。

地域のいろんな課題があります。ネットワークがあります。それを、そっちの方に目を向けて行ってもらうのはどうか。当然力もあるわけですし、たくさんの団体がおられます。

それをこっちに目を向けて行こうというのが、行政の役割だと考えております。

だから、「あしやDeねっと」という既存のネットワークがありますので、なんとかそっちへも力を向けて頂きたい。今回お願いしていますのは、たくさんの団体があり、それをネットワークということでお互い情報交換をしてるという中に、行政がこの課題について舵を取って行こうというわけです。

そうすると、そこで協議会を作りますというキーワードがあり、改めて何か役目がくると、また、負担感が増えるとも思います。

ただ、これを主としてやることを決めてるんです。今日、今、色々お話を伺っているのは、いろんな図があります。いろんな団体さんが、ネットワーク組んだりして、それぞれ活動もされている。一定地域の課題を、一つのテーマとして、そこでかためて、やっていきましようということで、行政側がお願いして作ろうという取り組み。

そういった取り組みを主としてやりたいんだと。難しいよという意見も頂きましたけれども、それには、「あしやDeねっと」という既存のネットワークがあるが、瀬尾委員さんがおっしゃってた、お願いにあたって、説明がなかったと一つの事例がございます。

そういうのも、聞いてまして、ひとつの、こういった事をやっていく中で大きな課題であると認識して、そういった視点で意見をお聞きしているという状況です。

堀委員 説明が無かったのではなくて、説明は、あったんですよ。それを納得して受け取れなかった、という事ですね。もうひとつ24年度の実施予定が、たくさんありますけど、予算がほとんどゼロなんですね、これで出来るのかとお聞きしたいですね。

福島課長 各課やはり予算要求の中で自助努力せよという行政改革の圧力がございまして、職員がやれる事は、全部職員でプラスアルファの仕事としてやっております。それぞれやるべき事の中で今、堀委員がおっしゃるとおり本来必要なものは、予算計上すべきだと、市民参画課長の立場から私も思いますし、正直、物を作る時には、当然見積もりをとって査定していきますから見積もりが甘いという面もあるのではないかと、私も思うところはございます。

今川会長 財政状況の兼ね合いもありという。

北川部長 確かにこの表の中で、予算0円の、このところを、印象的におっしゃっているわけですね。ご指摘は、ごもっともでございます。

主としまして、例えばあしや市民活動センター。これは、市の仕事をお願いしているわけです。そこに対しては、約900万円弱のお金を渡してる。

そういった専門機関に、いろいろやってもらってる。委託料を含めたら、もうちょっとお金は増えるのですが、こういった中で事業を展開してるという事で、市が、直営でやったものが、こういった約900万でという側面がある、確かに市の内部の取り組みは、なかなか金額にした形では、出てこないが、もう一度そういった視点で見て行かなければならないと思います。

今川会長 「あしやDeねっと」と協議会の関係は、さっきのご説明で分かるんですが、質問したいのは、「あしやDeねっと」は、地域課題を整理する役割で協議会は、主に実行する役割があるのか。あるいは、双方が共に課題を整理し合うとすると、そこにおける連絡とか整合性関係はどうなのかなっていう、話し合っただけで課題があるから実施するわけですね、連携して。

その「あしやDeねっと」が主に課題整理の役を担い協議会が主に実施するように担うように組織のあり方を考えられておられるのか、何か同時並行しながら連携関係を作ろうとされているのか、そのあたり、いかがなんでしょうか。

福島課長 今まで、いろいろ育っていただいた「あしやDeねっと」が、核になって協議会をお作りいただきたいと、市民参画課では考えております。

「あしやDeねっと」というのは、市民の側の中間支援団体が集まる協議会、傘下にネットワークを持ち、たくさんの団体の代表として出て来られてる方々が、構成してる、「あしやDeねっと」が核になり、あと、いくつか今後加盟というか、お入りいただいて、協議会を作り、そこで今まで市民参画課から提示して来なかった、芦屋市内の課題の解決に取り組んでいただけないかと。

市の方は、市民参画課が、事務局になって、市としてのいろんな協議会であったり、そのつど関係する課が出るのか、その辺の市の中の組織作りは、今後の考えていく事ではありませんけれども、市民の側のネットワークの「あしやDeねっと」を核にした協議会の事務局を、あしや市民活動センターが、指定管理の中でやっていただきたい。

こちらと、市のほうの事務局の市民参画課と必要があれば協議していく。

市民の側の「あしやDeねっと」で解決できない課題は、市の方の事務局市民参画課が事務局となって市と市民で解決していきたい。というような事を考えております。

今川会長 何か他にございませんでしょうか。特にそのあたりの今後の進め方について、いろいろご意見を聞きたいというポイントでもありますので、是非お願い致します。

焦副会長 地域の課題っていうのが何回も出てきたんですが、具体的に(自治会連合会)会長としては地域団体のさまざまな問題、自治体としては、解決できないような問題、行政とかNPO団体に協力して頂く様な問題、具体的には、どのような問題がありますでしょうか。

堀委員 具体的には、ほとんど無数に近いですね。ただ芦屋市の場合には、春には、市民と市長の集会所トークというのがございまして、大きな事は、市長さん、副市長さん、じかに市民とお話できる場がある、それから秋には、自治会連合会主催で、今度は地域の課題を行政の方にお願ひする、まちづくり懇談会というのがございます。それから日常的には、各課、公園緑地課とか道路課とか下水道課とかですね、一般市民のお困りの問題は、お困りです課という窓口がありまして、年間に何千件というお困りです課の方に困った事が入ると、いうふうになっております。

今川会長 その他、何かございますか。もうひとつ質問で、あえて質問させていただきますと、地域福祉課も同時に書かれていますね、今回の表に。

地域福祉課も地域活力の向上で書かれていますが、これどういう関係に例えばアクションプログラム推進協議会の設置とか、となると多分同じ様なメンバーの方が、入っているのではないか。

福島課長 だだ今、概算予算の要求中でして、こちらも予算に関わることでありまして、8月の下旬にトップヒアリングを予定しております。その時にある程度のすり合わせが始まるという状況ですので、今こうやってそれぞれを並べている所で、まだ説明できる状況ではありません。

今川会長 いずれにせよ、重複する部分があるので調整していくことですね。

北川部長 そうですね。ふたつメニューがならんでおりまして、市民参画と地域福祉というふたつの切り口で、ならんでおります。

我々も今、傍聴に来てます地域福祉課も、どういう形で、やっていくのかと当然それぞれの事業の理解と共通点、違う所を今、すり合わせをしている段階です。その中でまた作業にあわせて、私たちが分かって参りますので、その段階でふたつの取り組みが、こういう形で、コラボできるところが、そのあたりは、ご提案できると思いますけれども、まだ勉強中というところになりますのでもう少しお時間を頂きたいというところです。

瀬尾委員 私がしているボランティアグループは、行政のバックとかね、援助とか助言とかは、あんまり頂かないグループなんですけれども、構成メンバーみますとね、自治会の会長さんが何人かいらしゃる、防犯協会の部長さんとか会長さんとか、いろんな所のグループのリーダー的な立場の方がいっぱい、いらっしゃるんですね。

それは、誰かに要請されて組み立てたネットワークではなくて、自分達で気がついたら、だんだん網目が密になってくるネットワークという事ですのでね、何かあって問題提起しま

すと適切な意見が出てきますのでね。

けれども、社協のボランティア何とか連絡会には、入れて頂けないのです。会費を払って活動しているボランティアグループ、年会費を払わないとボランティアできない。自分たちがお金を払って、ボランティアをさせて頂く。そういうところは、社協のボランティア活動とは、そぐわないらしくて十何年お呼びじゃないんですけど。

でも自分で、それだけに強みはあるんですよ、嫌な事は、お断りできる、納得しない事は、引き受けない。納得すれば、それこそ熱のある奥さんを、ほったらかしてもご主人が活動したり、そういう事も出てくる、実際あったんですね。

だからやっぱりいろんな事を自分達がね、必要と思って動き出した時のものは、本物やなあって気がしてます。

作れ作れとか、仲間を増やせ増やせ言われて増えたんじゃないくて、自分達から入りたくて入って来られるところは、割合しっかり絶えず、時代の流れとか時代の要求にそって絶えず軌道修正は、しております。

本当は、こうだけどこれは、今の時代にそぐわないから変えましょうということになれば、きちんといろんな委員会で相談して決めて、こういうふうに変更になりました。だからやっぱり市民が、これからだんだん介護保険なんかも厳しくなってきたらね、行政や言うよりも自分達で、住み慣れた地域でなんとか頑張って、生きていきたいと思いますという気持ちになって、市民が本当にその地域の繋がりにっていうものを大事にしなくっちゃって気がついたら、本物だろうなって感じました。

今川会長 会費を払って自主的に作られているネットワーク団体の規模、大きさは、どれくらいなんですか。

瀬尾委員 今、会員は、芦屋市で200何人かです。

今川会長 芦屋市全域でひとつ。

瀬尾委員 全国で何万人。結局、遠距離介護とかね、核家族化して子どもが遠くにいて、遠隔地の親の面倒を見れなければ、遠隔地の仲間がその子どもに代わって助けるという形でネットワーク。

今川会長 エコマネーみたいに貢献した分を別の都市でということですね。そういう仕組みを・・・。

瀬尾委員 だから、それを自分達で組み上げていったので、今は、孤独死をなくすために、見守り活動を密にやっているという感じです。

福島課長 瀬尾委員から非常に、良いお話をお聞きしてまして、結局、瀬尾委員がされてるナ

ルクですね、ナルク芦屋。

ナルクは日本全国、全国的な規模で展開されてて、行政の及ばない範疇の介護でありますとか、いろんな事の活動をされてます。今おっしゃったところで非常に参考になるのは、やりたいというふうに思われたら、そこに自治会長も加盟されてて、自発的にNPO法人もされてると、つまり私共が、今からやろうとしている協議会、「あしやDeねっと」を中心とする協議会には、是非ナルクもお入りいただきたいですけれども、やりたいと思っていただけるように、ご説明を丁寧に十分に、時間をかけてさせていただければ、目的に賛同いただければ、同じミッションであると思っていただければ、課題解決にご尽力をいただける団体や、いただける方々は、たくさんいますよというようなお話ですよ。

その説明の仕方が、今まで市であったり、いろんな所で、あしや市民活動センターでやってる事であったり、そうかもしれませんが、わかりやすく、もっと丁寧に十分に、あっそれだったら、一緒にやろうとか、そういう所の仕掛けづくりや説明の機会、気持ちよく手伝いましょかと、思うようなものが必要ではないか、それが足りなかったのでは、ないかという事ですね。

瀬尾委員 それと活動する人がね、肩肘張って歯を食いしばってやるとね、入ったらしんどいと思うので、要するに楽しそうな顔をしてやるとね、結構それで入ってくる方多いんですよ。あんたしょっちゅう出かけるけど、楽しそうな顔で出かけるけど、どこ行くねん。こんなやねん。じゃあ私入るわ。とかいう感じで入会される方が比較的多いんですね。

でやっぱり200人いたら、けんかが、ありそうなんですけど、けんかは、10何年間いっぺんもないんですね、でも議論はある。本当に議論はあるんですけど、議論終わったらけんかじゃないからって言う感じで人間関係でもめた事は、一度もないんですね。

今川会長 協議会は、いずれにしても賛同された人たちが、入って、行政が設置するものであるとしてもですね、実施に移す時は、自主的にでないといけないですよ。

やっぱり協議会のメンバーで課題が出てきて、それに賛同するメンバーの方々を実行部隊になっていくかということで良いんですかね。

考える仕組みとしては、協議会でこういう課題を解決しましょうっていう事が、一応共有できたとして、でも実際、それ課題解決のために、どの団体が動くという事になると、賛同する団体さんをお願いするという...

福島課長 そうですね。それが繋ぎ合わせるか。

今川会長 繋ぎ合わせるか、その間、行政との役割分担の議論も、いろいろとあるでしょうけど。

福島課長 結局、市民参画課から、あしや市民活動センターで業務委託をお願いするか、指定管理の中で講座やティータイム交流会で、お願いする時、しんどい事を先にやってからお茶を出して下さい。会議をやってからお茶とかになってますけど、今、瀬尾さんので非常に参考

になりました。先に楽しくですね。それは、一度もやってなかったです。しんどい事をやってから最後にお茶。それが、しんどいという感じになりますね。ありがとうございました。

瀬尾委員 お互いね、やっぱり助け合うという、基本がありますのでね、助け合う時に気心しれて頼みやすい、頼まれやすいという人間関係作りを一番最初にしましたので、楽しかったらなんか楽しそうやなって人が来るけれど、しんどそうだったら行ったらまた、忙しい思いさせられると思います。

北川部長 先ほどの先生のお話の中で、協議会の自主的な運営、そういった流れと言いますか当然、市がお声かけをしているんな音頭をとって行って、市も汗を流していかなあかんですけれども、最終の目標ですかね、あるべき姿ってというのは、そういった協議会というものが、市民の方の自主的な気持ちと自主的な意見で、自主運営されるのが本来の姿であると思えますし、そうでなければならぬと思うんですけども、それも当然急ぐのではなく、時間をかけないとだめだと、なぜ自主的な運営が良いのかという事も、充分お互い問いかけしながら、そこで一致した答えといたしますか、そういった中で自然な流れとして自主的な運営に繋がると最終的にあるんかなって、そこを目指したいとは思っています。

柳瀬委員 話が変わりますけれども、芦屋の環境の保全をね、どういうふうにやっていくかという様なことで盛んにやってたんですけども、今回、行政の皆さんと市民の協力によって条例ができましたね。これで安心したんですけど、やっぱり芦屋の我々市民は、国道2号線歩いて、その橋の上から、ぱっと六甲山が見えるというのが、非常に芦屋の街のひとつの特徴なんですよ。

あれが東灘行きますともう御影なんてなりますと、六甲山より高いマンションがボンボン出来てましてね、非常に美観が壊れてるわけですね。

ですから西宮から国道2号線歩いていきますと、芦屋でスカッと六甲山が見えると、これは、ほんま我々の市民の財産なんで、どんな形であろうが、やはりあの景観だけは、保っていきたいという事でお願いして、今回は、条例まで出来てですね、それがひとつ守られたという事は、非常に私は、感謝してあるんですけど、どうも行政の皆さんありがとうございました。

どうですか。そう思いますね。あそこの川からみた六甲山の景観というのはね、非常に芦屋のひとつの財産だと思うんですよ、だから2号線歩いててもパッと見通せるのは、芦屋の間だけです。これは、是非とも保っていききたいですね、今後。将来あそこに高層のマンションが建つ可能性があるんですか。そういう地域制限されてるんですかね。高さ制限は。

北川部長 芦屋市では、用途地域の制限が厳しいですし、ハード面的に厳しいという事とソフト面で例えば、たばこのポイ捨て禁止とかバーベキュー禁止とか両方でやっていますので環境保全という面では、市長自ら、旗を振ってやってる結果として、条例ができたりしていますので、これは、芦屋は他市にない胸をはって努力も続けて行かなければと考えております。

柳瀬委員 将来あそこに高いマンションが建つという事は、ないですね。

北川部長 と、思いますね。

柳瀬委員 六甲山が見えなくなったら。

北川部長 そんな事には、ならないですね、条例でいろいろ規定していく事が必要と思います。

柳瀬委員 是非お願いします。

福島課長 芦屋市が行ったアンケートで、芦屋市市民が、一番好きなものの第1位が、芦屋川。
これが守られるという事は、素晴らしいことですね。

今川会長 もう、終了時刻が近づいてますけど、今日全体の中でも結構ですね、何か最後に一言
言っておきたい事があればお願いします。よろしいですか。

橋野事務局長 PRなのですが、先ほど出た市民活動フェスタ今年度は、11月17日に行う予
定で、課長からも柳瀬委員からも出ましたように芦屋川、みなさんの好きな芦屋川をテーマ
に基調講演を行いますので、是非参加のほどよろしくお願いします。

今川会長 では、あとは事務局の方にお返しさせていただきます。

福島課長 はい。今後の日程につきましては、後日、日程の方を考えまして、お知らせの方させ
ていただく事と致します。今まで市民参画課は、NPOの方はあしや市民活動センター、地
縁の方の自治会連合会の事務局を担当してまして、市の事務事業としても芦屋市自治会連合
会の方を担当させていただいておりました。こういう、「あしやDeねっと」という形でN
POと地縁が、手を結んでいよいよ地域課題解決をNPO、地縁、行政とみんな手を結んで
今後やっていきたいと思ひますし、それを今後の推進計画の方に位置づけておおいに推進で
きる方向で作成していきたいと考えております。今後とも皆様のご助力やご意見の方をお伺
いして進んでいきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今川会長 それでは、本日の「第1回芦屋市市民参画協働推進会議」終了させていただきます。
どうもありがとうございました。

以上